省　令

○財務省令第七十一号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第八条の規定に基づき、財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

財務大臣　藤井　裕久

財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令

財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十八条第三項の規定により、暫定船員保険特別会計の積立金に属する現金（同項の規定により労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなされるものを除く。）を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二に規定する全国健康保険協会に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替」（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

附則第八項から附則第十項までを削る。

別表第三号の二書式中「日本銀行　御中」を「財務省理財局長　殿」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第四十八条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

電気事業法施行規則及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一中

「	
（六）　風力設備	
風力機関	
1　種類、出力、回転速度及び台数	発電方式に関する説明書 風車の構造図及び強度計算書 支持物の構造図及び強度計算書
2　ロータの直径並びに翼の枚数及び材料	
3　調速装置及び非常調速装置の種類	
を	に改める。
」	

（六）　風力設備	
風力機関	
1　種類、出力、回転速度及び台数	発電方式に関する説明書 風車の構造図及び強度計算書 支持物の構造図及び強度計算書 雷撃から風車を保護する措置に関する説明書 （発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正） 第二条　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。 第五条に次の一項を加える。 3　最高部の地表からの高さが二十メートルを超える発電用風力設備には、雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況によって雷撃が風車を損傷するおそれがない場合においては、この限りでない。 **附　則** 1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。 2　この省令の施行前に電気事業法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。
2　ロータの直径並びに翼の枚数及び材料	
3　調速装置及び非常調速装置の種類	
明書	
度計算書	
強度計算書	
」	

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十二月十八日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―九五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「、男女共同参画局総務課又は国民生活局総務課」を「又は男女共同参画局総務課」に改め、同部再就職等監視委員会事務局の項の次に次のように加える。

消費者委員会事務局	事務局長　参事官　参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「景品表示監視室長　上席景品表示調査官」を削る。

別表金融庁の部の次に次のように加える。

消費者庁	内部部局	長官　次長　審議官　参事官　課長　企画官　個人情報保護推進室長 地方協力室長　広報室長　首席情報分析官　首席景品・表示調査官　課長補佐（総括）（総務課に所属する者に限る。）　課長補佐（管理）　人事係長　専門職（人事に関する事務を担当する者に限る。）　専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）

別表総務省の部内部部局の項中「国際放送推進室長」を「国際放送推進室長　地域放送推進室長」に改める。

別表気象庁の部管区気象台の項中「地震情報官」を「地震情報官　火山防災情報調整官」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「環境協力室長」を「環境協力室長　国際対策室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十一年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。